［号を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
（電磁的記録） **第三百三十条**　法第六十六条の五十一第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	
［号を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

二　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	
2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。	
一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式	
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式	
3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	
一　登録申請者の商号又は名称	
二　申請年月日	
（電磁的記録） **第三百三十条**　法第六十六条の五十一第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。	
一　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ	
二　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク	
2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。	
一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式	
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式	
3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	
一　登録申請者の商号又は名称	
二　申請年月日	

（金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正）

第三十二条　金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（あっせんを行わない旨の通知） **第二十一条**　［略］ 2　認可協会は、前項の規定による書面による通知に代えて、あらかじめ、同項の当事者に対し、次に掲げる方法のうち当該認可協会が使用するもの（以下この条において「電磁的方法」という。）及びファイルへの記録の方式を示し、当該当事者の書面又は電磁的方法による承諾を得て、同項の規定により通知すべき事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該認可協会は、当該書面による通知をしたものとみなす。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ［3・4　略］	（あっせんを行わない旨の通知） **第二十一条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ［3・4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第三十三条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（免許申請書等に添付すべき電磁的記録） **第五条**　法第八十一条第三項（法第八十五条の二第三項、第百二条の十五第三項及び第百六条の十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。	（免許申請書等に添付すべき電磁的記録） **第五条**　法第八十一条第三項（法第八十五条の二第三項、第百二条の十五第三項及び第百六条の十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。